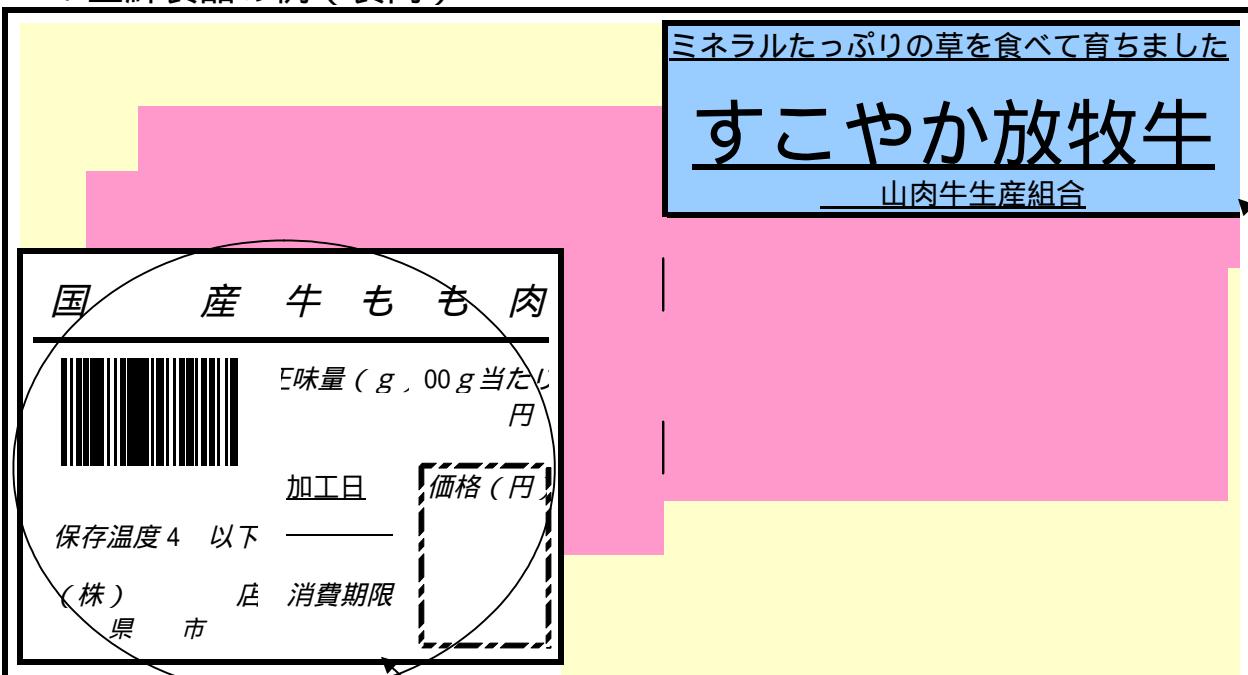


1. 生鮮食品の例（食肉）

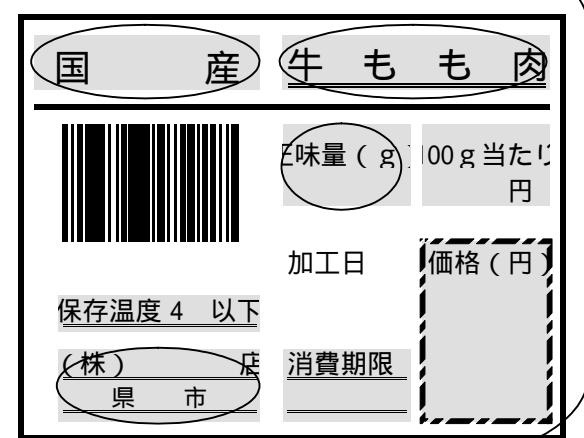


任意表示(イ)
(記載は全く任意なもの)

義務表示
(加工日を除く)

(表示事項の制度別分類)

食品衛生法
JAS法
公正競争規約



2. 加工食品の例(チョコレート)

[裏面]

名 称	チョコレート
原 材 料 名	砂糖、全粉乳、ココアバター、乳糖、植物油脂、抹茶、乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	9枚(24.3g)
賞 味 期 限	この面の右側に記載(28以下保存時)
保 存 方 法	直射日光や高温多湿を避け 28以下で保存して下さい
製 造 者	製菓(株) 東京都 区 町 -

栄養成分表示(9枚(24.3g)当り)

エネルギー	143kcal
たんぱく質	1.7g
脂 質	9.7g
炭 水 化 物	12.2g
ナトリウム	15mg

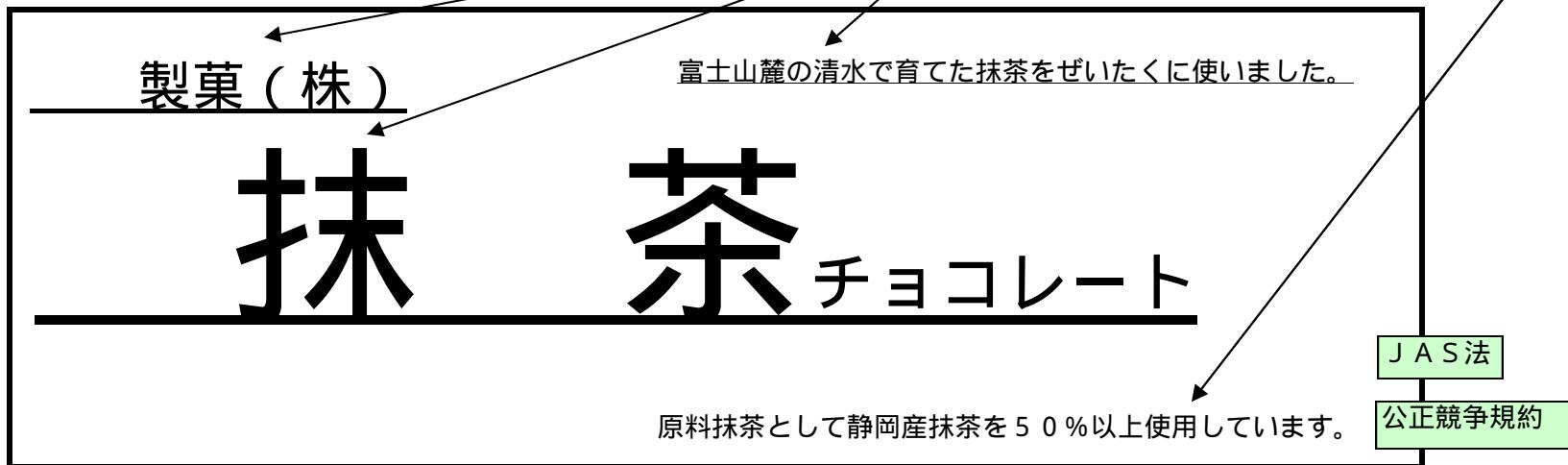
栄養改善法

義務表示
(次ページ)

任意表示(ア)
(特定の項目を記載する場合には、併せてその表示方法が義務付けられるもの)
(次ページ)

任意表示(イ)
(記載は全く任意なもの)

[表面]



JAS法

公正競争規約

義務表示事項の制度別分類

名 称	チョコレート
原 材 料 名	砂糖、全粉乳、ココアバター、乳糖、植物油脂、抹茶、乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	9枚(24.3g)
賞 味 期 限	この面の右側に記載(28 以下保存時)
保 存 方 法	直射日光や高温多湿を避け 28 以下で保存して下さい
製 造 者	製菓株 東京都 区 町 -



任意表示(ア)（特定の項目を記載する場合には、併せてその表示方法が義務付けられるもの）

1. 栄養成分表示
 [栄養改善法に基づく栄養表示基準]
 熱量やたんぱく質、脂質、ビタミン等の栄養成分について表示する場合には、熱量及び一般成分について一定の表示方法に従い表示しなければならない。
2. 「静岡産抹茶を50%以上使用」
 [JAS法に基づく特色のある原材料の表示]
 使用した原材料が特定の原産地、有機農産物等特色のあるものであることを加工食品に表示する場合には、当該特色のある原材料が製品の原材料に占める割合等を表示しなければならない。（その割合が100%の場合を除く。）
 公正競争規約にも、特色のある原材料の表示に関して同様の規定あり。

3. 表示が複雑な例（弁当）

名 称	幕の内弁当
原 材 料 名	ご飯、野菜かき揚げ、鶏唐揚、焼 鯖、スパゲッティ、エビフライ、煮 物（里芋、人参、ごぼう、その 他）、ポテトサラダ、メンチカツ、 付合せ、（その他小麦、卵、大豆、 牛肉由来原材料を含む）、調味料 (アミノ酸等)、pH調整剤、着色 料（カラメル、カロテン、赤102、赤 106、紅花黄）、香料、膨張剤、甘味
消 費 期 限	02.7.4 午前10時
保 存 方 法	要冷蔵（10 以下で保存）
製 造 者	（株） 食品 千葉市 区 町 -

